地域の医療・介護の充実を求める意見書

愛知県は県内を11の構想区域に分け、区域ごとに2025年における必要 病床数を計算している。しかしこれはコロナ以前に立てられた計画であり、新 型コロナ感染症による感染症病床、高度急性期・急性期病床の必要性が高まっ ている状況は加味されていない。

新型コロナ感染症の終息は見通しがつかず、今後もいつまた新たな感染症が発生するかもわからない状況である。コロナ禍で入院できずに自宅で亡くなる事例も多発している。感染症や災害など不測の事態に対応するためには、普段から余裕ある病床数の確保と人員の配置が必要である。

地域医療介護総合確保基金は、2025年に向け、病床の機能分化・連携、 在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的 かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務 の課題だとして、2014年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地 域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置し、各都道府県は、都 道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施することとなっている。し かし愛知県においては、予算未執行分が多く多額の積立金となっている。各市 町村や事業所に基金の周知を行い、医療介護従事者の確保や勤務環境の改善等 への活用を促す必要がある。

以上のことから、愛知県において、次の事項の改善を求める。

- 1. 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保すること。感染症病床を増床し確保すること。
- 2. 地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

愛知県知事 大村秀章殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会